



広報京丹波

お知らせ版

令和2年6月17日発行

コロナ関連支援
特別号②

発行／京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>
編集／企画財政課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール kikaku30@town.kyotamba.lg.jp

町民の皆さまには、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

5月21日、政府から京都府を含む近畿3府県の緊急事態宣言を解除することが発表され、5月25日には残る特定警戒都道府県も解除されました。

6月15日現在で、町内での感染者は確認されておませんが、皆さまの命と健康を守るため、ここで気を緩めず、これまでにクラスターが発生しているような施設や「3密」のある場所への外出を控えてください。大規模な催物の開催は、中止又は延期をお願いするとともに、少人数での集会、イベント等であっても適切な感染防止策を実施していただくよう、引き続き、よろしくお願いいたします。

また、国の専門家会議で示された感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けての取り組みをお願いします。

京丹波町長 太田 昇

京丹波町を窓口とした新型コロナウイルス関連の支援事業をお知らせします

住民生活への支援

特別定額給付金給付事業

緊急事態宣言のもと、国の感染症緊急対策として、一人について10万円が給付されます。

- ◆給付対象者 基準日(令和2年4月27日)に京丹波町の住民基本台帳に記録されている方
- ◆申請方法 世帯主に送付した申請書に必要事項を記入のうえ返信もしくはオンライン申請
- ◆申請期限 8月17日(月)
- ◆給付方法 原則、申請の世帯ごとに世帯主名義の銀行口座へ振り込み(5月22日から順次振り込みを開始しています)

【問】 特別定額給付金等対策室
電話82-3835(平日の午前9時～午後5時)

傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている被保険者)が、新型コロナウイルスに感染するなど就労ができず、給与収入が減少した場合に、傷病手当金を支給します。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

【問】 住民課 電話82-3803

町税の徴収猶予の「特例制度」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、町税等の徴収猶予が受けられます。

- ◆対象者 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、前年同期に比べて収入が20%以上減少しており、一時に納付等ができない方
- ◆猶予期間 1年間

【問】 税務課 電話82-3802

子育て世帯への臨時特別給付金 【京丹波町にお住いの公務員の方】

※特例給付となっている者を除く

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給者に対し、対象児童一人あたり1万円を臨時特別給付金として支給します。

- ◆申請方法 各所属庁(勤務先)から証明を受けたうえで、振込先金融機関口座確認書類を添えて、申請書を京丹波町住民課子育て世帯への臨時特別給付金担当宛に原則、郵送で提出

※申請書などについて、詳しくは所属庁(勤務先)にお問い合わせください。

◆申請先

基準日(令和2年3月31日。ただし、令和2年4月より新高校1年生となった児童については同年2月29日。)時点で住所を有していた市町村
※基準日前後に転居した場合は、転出予定日が基準日以前であれば転出先の市町村へ、転出予定日が基準日の翌日以降であれば転出前の市町村

◆申請期限 8月31日(月)

なお、公務員の方を除く当該手当受給対象となる児童手当受給者へは、5月28日(木)に児童手当の振込口座へ振り込みしています。

【問】 住民課 電話82-3803

国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が重篤な傷病を負うなど保険税の納付が困難な方は、申請することにより、国民健康保険税が減免となる場合があります。

◆対象者(①か②に該当する世帯)

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯主が重篤な傷病を負った世帯
- ②世帯主の収入が前年の収入と比べて30%以上減少した世帯

◆減免対象

令和2年2月1日以降に納期限となる国民健康保険税
詳しくは、税務課へお問い合わせください。

【問】 税務課 電話82-3802

保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が大幅に減少し、保険料(後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料)の納付が困難な方は、申請により保険料の減免制度の対象となる場合があります。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

【問】 後期高齢者医療保険料／住民課 電話82-3803
国民年金保険料／住民課 電話82-3803
介護保険料／保健福祉課 電話86-1800

水道料金・下水道使用料の支払猶予について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情がある方に対し、以下のとおり支払いの猶予をします。

- ◆対象 個人、法人のすべてのお客様
- ◆支払猶予 令和2年3月検針分(4月請求分)から納期限を2カ月延長(猶予期限後も支払い相談可)

詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

【問】 上下水道課 電話83-9105

新型コロナウイルス感染症に関する 証明書交付手数料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響による借入や融資等の手続きに必要な各種証明書の交付手数料を免除します。

◆手数料を免除する証明書

住民課 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書
税務課 各種税証明書

◆期間など 開始日 5月21日(木)

適用期間 5月1日(金)から10月30日(金)まで

(状況によって延長する可能性があります)

※すでに有料で証明書を交付されており、還付を請求される方は、担当課へ問い合わせてください。申し出に基づき、発行履歴を確認後、必要書類を送付します。記入した書類を返送いただいた後、還付手続き(口座振替)を行います。

※申し出がない場合、免除されないことがありますので注意してください。

【問】 住民課 電話82-3803

税務課 電話82-3802

京丹波町スーパープレミアム商品券事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込む地域経済の回復をめざし、6月1日から17日までを申込期間として、プレミア率30%の「スーパープレミアム商品券」の購入受付を実施しました。申込者には購入引換券を郵送します(ただし、申し込みが多数の場合は抽選を行い、当選者に購入引換券を郵送)。商品券の引換場所については、購入引換券に明記します。

◆取扱店舗 随時募集しています

◆商品券有効期限 7月1日～12月31日

詳しくは、商工会またはにぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 商工会 電話82-0575

にぎわい創生課 電話82-3809

障害者に対する有料道路通行料金の 割引期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により不利益が生じないよう、以下のとおり対応します。

・令和2年3月1日から令和2年7月30日までの間に障害者割引の有効期限を迎える方の有効期限を令和2年7月31日に延長します。(窓口等での手続きは不要ですが、有料道路通行時に申し出が必要)

・新規、変更、更新手続きについて、令和2年7月31日までは郵送による手続きも可能とします。

【問】 保健福祉課 電話86-1800

住民生活への支援については、他に京都府からの直接支援制度の生活福祉資金の貸付拡大などもありますので、府ホームページなどで確認してください。

事業者への支援

「テイクアウト京丹波」事業

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業者を応援するため、テイクアウト(持ち帰り)を行っている事業者情報を町ホームページ等に掲載し、利用促進をPRする「テイクアウト京丹波」事業を展開しています。本事業に参加していただける事業者の方々を募集していますので、希望の方はにぎわい創生課まで連絡してください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

新型コロナウイルス対策新事業展開支援 補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、売上が減少している町内事業者が、その対策として新たに取り組む事業を支援するための補助金を交付します。

◆対象者

町内に本社または主たる事業所などを有し、町税等を滞納していない中小企業者、個人事業主、農林水産業者

◆対象事業(下記のいずれかに該当すること)

- ①新商品・サービス開発等の事業展開、既存事業の拡充
- ②販路開拓や販売促進
- ③新規受注獲得のための設備増強、品質の向上
- ④営業形態の転換や拡大
- ⑤その他制度の目的に合致する取り組み

◆補助金

上限30万円(補助率:10/10)

※補助金の交付は1事業所1回

◆申請期限

8月31日(月)(ただし、総申請金額が予算額に達し次第、受付終了)詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

小規模事業者等支援給付金事業

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

◆対象者 令和2年1月から5月のうち任意の月の売上が、前年同月と比べて30%以上50%未満の範囲で減少した町内の中小企業、小規模事業者等

◆給付額 上限30万円

◆申請期限 8月31日(月)

◆提出書類 申請書、確定申告書の写し、直近の売上状況の分かる書類等

詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

固定資産税の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入が減少した中小事業者の方は、令和3年度の固定資産税の一部または全額が減額となる場合があります。

◆対象事業者

租税特別措置法に規定されている中小事業者などで、令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比較して30%以上減少している事業者

◆対象となる固定資産

事業用家屋、償却資産(土地や住宅用の家屋は対象となりません)

◆申請期限

令和3年1月31日まで

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください→

【問】 税務課 電話82-3802



他に国の支援制度として、雇用調整助成金や持続化給付金などや、京都府の支援制度として、休業要請対象事業者支援事業などの支援がありますので、府ホームページなどで確認してください。